教育ローンの利子補給について

　鉾田市では、子育て世代の教育費負担軽減のため、教育ローンの借入者に対して利子補給を行っています。

1. 対象者
   1. 養育する子等のために対象の金融機関から教育ローンを借り入れている方
      1. 日本政策金融公庫
      2. 民間金融機関（市内に本支店のある金融機関）

　　※借入枠を設け、必要な都度融資を受ける方法の契約【当座貸越方式】で借り入れている方は、利子補給の対象となりません。

　　　また、がん保険などの特約があり、支払利息が増額されたものなども対象外です。

* 1. 下記の学校教育法の基づく学校に修学させている方
     1. 大学（短大を含む）
     2. 高等専門学校（４年・５年）
     3. 専門学校（各種学校は非該当）
  2. 世帯員全員が市税等を完納している方
  3. 鉾田市内に一年以上住所を有している方

1. 限度額、補給率及び補給期間
   1. 対象融資限度額　５００万円（それ以上の場合は案分します）
   2. 利子補給率　　　借入利子の１００％
   3. 補給対象期間　　在学期間（正規の修学年数）
2. 申請に必要なもの
   1. 鉾田市教育ローン利子補給交付申請書　　　　　鉾田市のホームページから
   2. 市税等の納税状況調査に関する承諾書　　　　　ダウンロードできます。
   3. 金融機関と資金貸付契約書の写し（収入印紙を貼ったものの写し）
   4. 償還表の写し（返済期間全体のもの）

※返済額が変動した場合は、その都度提出してください。

* 1. 当該者の在学証明書
  2. 世帯全員の住民票（続柄が記載されているもの）

1. 申請期間

令和７年６月２日（月）～令和８年１月９日（金）

【注意事項】

　○申請できるのは、修学者１人につき１回です。

　　借り換えなどをした場合は、借り入れ後の分は２回目とみなし対象外となります。

【払い戻しまでの流れ】

1. 市役所へ申請書類を提出
2. 書類を審査し、交付決定通知が申請年度の１月末頃に送付されます。

※それまでは、不採用・書類不備等がなければ連絡はいたしません。

1. 交付決定通知書が届いたら、教育ローン利子補給金請求書の提出
   1. 教育ローン利子補給金請求書　　　　　　左記の
   2. 支払った利子の金額がわかるもの　　　　①・②の書類を提出
2. 払い戻し（銀行振込）
3. 翌年度以降も、１月末頃（請求時期）に請求書を送付いたします。

※注意※

○払い戻し前に市税等に未納があると払い戻しできません。

○退学した場合は速やかにご連絡ください。

【教育ローン利子補給金の交付】

　教育ローン利子補給金の交付は、年ごと（１２月締め）に払い戻しを行います。

※さかのぼって前年度分を払い戻しすることはできません。

お問い合わせ

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　〒311-1492

鉾田市造谷605番地3

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　教育委員会　教育総務課　庶務係

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　℡：0291-37-4340

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　午前８時３０分～午後５時１５分

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（土・日・祝日を除く）